

令和３年度  
茂原市居宅介護支援事業所集団指導

次第

- 1 令和３年度介護報酬等改正について
- 2 実地指導・監査について
- 3 介護報酬等にかかる留意点について
- 4 介護報酬体制届の提出について
- 5 認定調査について

確認した事業所は別紙確認表の提出をお願いします。

茂原市役所福祉部高齢者支援課

# 令和 3 年度居宅介護支援事業所集団指導資料

茂原市福祉部高齢者支援課

令和 3 年 12 月

## 1 令和 3 年度介護報酬等改正について

### ◆令和3年度介護報酬等改正について(厚労省URL)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

### (居宅介護支援)

#### ◆質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者以下について、居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に説明を行うことを新たに求める。

- ・前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ・前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

#### ◆生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

区分支給限度額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを令和 3 年 10 月以降に導入する。(現時点では詳細不明のため国からの通知等があり次第通知します)

### (全サービス共通事項)

#### ◆感染症対策の強化【3 年の経過措置期間あり】

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練(シミュレーション)の実施を義務付ける。

#### ◆業務継続に向けた取組の強化【3年の経過措置期間あり】

感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた取り組みとして業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。

- ➡厚生労働省の【「新型コロナウイルス感染症発生時」及び「自然災害発生時」の業務継続ガイドライン】を参照

厚労省URL ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html))

- ➡検索でそれぞれの項目を入力して確認してください。

#### ◆ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。

- ➡厚生労働省の「ハラスメント対策マニュアル」等を参照

厚労省URL ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html))

#### ◆会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進、業務効率化や業務負担減の観点から、テレビ電話等を活用して実施を認めることとする。

#### ◆利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

- ➡電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

厚労省URL (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

- ➡検索で項目を入力して確認してください。

#### ◆記録の保存等に係る見直し

業務負担軽減やローカルルールの解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、適切な個人情報の取扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。

- ➡電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

#### ◆運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の見やすい場所への掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

#### ◆高齢者虐待防止の推進【3年の経過措置期間あり】

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。

- ➡虐待の防止に関する措置を講じるほか、上記内容を運営規程にも定める必要あり

#### ◆LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービスについて、LIFEを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。

## 2 実地指導・監査について

### ◆基本方針

介護保険法第8条及び第8条の2に規定する事業の実施に当たり、同法及び関連法令に規程に基づき①法令遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、介護保険事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

### ◆根拠法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・茂原市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成21年4月1日茂原市告示第40号）

### ◆対象施設及び事業所

居宅介護支援・介護予防支援

### <指導>

- 1 集団指導：事業所を一定の場所に集めて講習等の方法により年1回実施する。
- 2 実地指導：施設及び事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。指定期間（6年）の間に1回を目安として実施する。

### ◆重点事項

#### ①法令遵守事項

- ・人員、設備及び運営の状況
- ・適切な介護サービスの提供

#### ②報酬等請求事項

- ・介護給費の適正な算定
- ・「ケアプラン」や「多職種協働によるケア」を基本とした報酬上の加算についての適正な請求の推進

#### ③尊厳保持（サービス提供）事項

- ・高齢者虐待防止及び身体拘束廃止禁止に関する制度理解及び身体拘束廃止取組の推進
- ・喀痰吸引等の医療的行為の適正かつ安全な実施の徹底

#### <監査>

通報、苦情、相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者等、介護保険法第115条の3第4項の規定に該当する報告の拒否等の情報、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査に移行することがある。

### 3 介護報酬等にかかる留意点について

#### 1 加算要件の確認

- ・ケアレスによる報酬返還の防止のため、報酬告示、解釈通知、関連する告示（「厚生労働大臣が定める・・・」）及び厚生労働省発出の Q&A 等を確認してください。
- ・要件は、単位数表、解釈通知その他の通知類及び Q&A に分散している場合があるため、遺漏がないよう注意してください。
- ・すべての加算が複数の要件を満たす必要があり、複数の要件のいずれかが抜けていることが算定誤りの典型的パターンです。

#### 【主な告示・解釈通知等】

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- ・厚生労働省が発出した各種 Q&A

#### 2 加算要件の確認

- ・加算の多くは、算定要件として、記録の整備が求められています。
- ・明文上必須とされているか否かに関わらず、算定要件が事後的に確認出来なければならないので、算定要件に関係する記録に関しては、事実上必須であると理解してください（日付、関係職員、サービス内容等）。
- ・記録は保険者の実地指導等のために作成するものではありません。事業所において、算定要件の充足を記録に基づき確認した上で請求するために作成するものです。

#### 3 説明と同意（記録）

- ・利用者の個別加算については、基本的には、利用者に対する説明と同意及びその記録が必要です。
- ・利用者への説明と同意が必要な加算については、算定要件を満たしていても、当然に、同意がなければ算定できません。

#### 4 全員を対象とする加算と算定要件の関係

- ・加算要件において「利用者ごとに…」となっている、原則として利用者全員に算定する加算（個別機能訓練加算等）は、利用者個々に算定要件を満たしていない場合は、当該利用者については算定できません。

## 4 介護報酬体制届の提出について

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、変更のある前の月の 15 日（15 日が土日、祝日などの場合は、その前の開庁日）が最終受理日となります。

・最終受理日に書類作成が間に合うよう、事前相談など行っていただければと思います。

市 URL (<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000004613.html>)

## 5 認定調査について

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

#### 1 概要

新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、訪問調査等が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる。

#### 2 茂原市の対応

ワクチン接種が進んでいることから、要介護・要支援認定の有効期間が令和 3 年 12 月末の被保険者から、更新に係る介護認定は原則として通常通りの取扱いをします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを希望される場合は、有効期間を 12 ヶ月延長しておりましたが、有効期間が令和 3 年 12 月末の被保険者から有効期間の延長を 6 ヶ月に変更しました。臨時的な取扱いを希望される被保険者は申出書の提出をお願いします。

また、介護支援専門員が申請を代行する場合は、本取扱いの適用について被保険者と相談の上申請してください。

詳細（申出書書式等）は、茂原市高齢者支援課ホームページにて御確認ください。

市 URL (<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000005845.html>)

#### 3 本取扱い適用の終了期間

未定

## 「令和３年度千葉県認定調査員現任研修」の開催について

県主催で下記の通り開催します。視聴希望の事業所は、高齢者支援課介護認定係までご連絡ください。

開催方法：千葉県公式セミナーチャンネルにて限定配信（Y o u T u b e）

配信日時：令和４年１月下旬から３週間

研修時間：２時間程度

対 象 者：認定調査員有資格者

（千葉県認定調査員新規研修を受講済みの者が所属する事業所）

講 師：一般社団法人 あたご研究所 後藤 佳苗 先生

そ の 他：質疑応答には対応しておりません。

本研修の全過程を受講しますと、県において研修修了者名簿に掲載されます。

問い合わせ先

茂原市高齢者支援課管理係

電話：０４７５－２０－１５７２